

十勝圏複合事務組合長の権限に属する事務の委任に関する規則

〔平成7年4月1日〕
規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、組合長の権限に属する事務の一部を十勝圏複合事務組合に属する執行機関に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会への委任)

第2条 次の各号に掲げる事務を地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により十勝圏複合事務組合教育委員会に委任する。

(1) 十勝教育研修センター条例(平成7年条例第1号)第5条第2項に規定する使用料の減免に関する事務

(2) 所管に係る行政財産の目的外使用の使用料の減免に関する事務

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、事務の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月1日から施行する。